

出席停止について

次の疾病は、学校保健安全法により、本人の健康回復と周囲の生徒への感染防止のため出席停止となります。

* 学校感染症の種類

第1類	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘瘡、南米出血熱、パスト、マールブルク病、急性灰白髄炎、ラッサ熱、ジフテリア、重傷急性呼吸器症候群（SARS コロナウイルス）、鳥インフルエンザ（H5N1）
第2類	インフルエンザ（H5N1及び新型インフルエンザ等）、百日咳、麻しん、風しん、流行性耳下腺炎（おたふく風邪）、水痘、咽頭結膜熱、結核、髄膜炎菌性髄膜炎
第3類	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症（O-157）、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他感染症（*）

切り取り線

*その他の感染症・・・学校で流行が起こった場合に、流行を防ぐため、必要があれば、学校長が学校医の意見を聞き、第3類の感染症としての措置を講じることができる疾患。

医師からの登校の許可が出たら、右の「出席停止解除証明書」に医師の証明をもらい、登校の時に提出して下さい。

但し、証明書発行の料金が発生した場合、自己負担となります。
各種書類は、市高ホームページからもダウンロードできます。

出席停止解除証明書

伊丹市立伊丹高等学校

年 組

氏 名

(平成 年 月 日生)

病 名

上記の症状で、令和 年 月 日から療養中であったが、
主要症状が消退し、もはや感染の恐れがないものと認め、
令和 年 月 日より出席停止を解除します。

令和 年 月 日

住 所

医療機関名

医 師 名

印